

【令和7年4月からの保育所等の出生前予約申請について】

4月からの保育所等の利用申請に限り、申請日時点で出生前の児童の利用申込を受け付けます。以下の内容及び2枚目（裏面）をご一読のうえ、お手続きください。

★対象となる児童：出生予定日が令和6年12月頃から令和7年2月3日（月）までの児童

- ※ 出生予定日が令和7年2月4日以降の児童は、予約申請の受付はできません。（4月1日時点で生後57日目に満たないため。）

★申請受付期間：令和6年11月1日（金）から令和6年12月10日（火）まで

- ※ 通常の申請と同じです。
- ※ 出生予定日が令和7年2月4日以降の方で、実際の誕生日が令和7年2月3日以前に早まり、かつ令和7年4月からの申請を希望する場合は事前に保育入園課までご相談ください。
- ※ 上記の場合は、令和7年2月25日（火）までに必要書類を揃えて保育入園課にご提出いただく必要がありますので、可能性のある方は書類の準備をしておいてください。（4月2次利用調整の対象となります。）

★申請方法 ※ オンライン申請（ぴったりサービス）ではお受けできません。

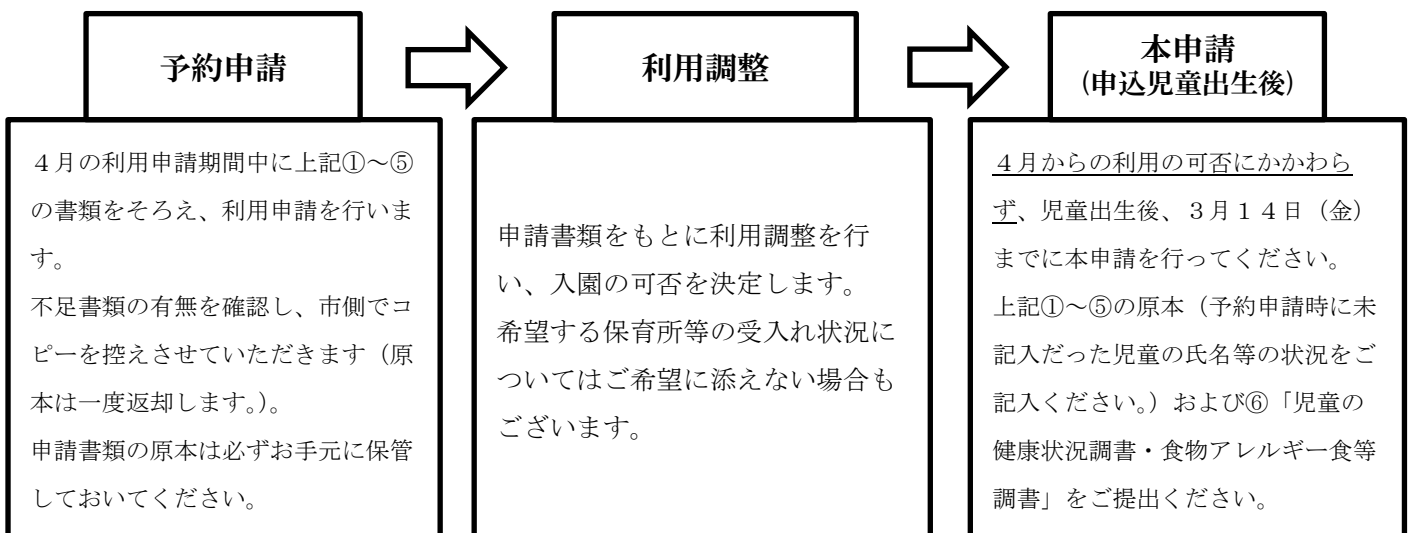
保育入園課へ郵送（11月29日（金）必着）

保育入園課窓口（12月10日（火）最終受付）

★申請にあたって必要な書類

- ①本紙（2枚目（裏面）にご署名ください。）
 - ②船橋市教育・保育給付認定申請書（兼）船橋市保育所等利用申込書
 - ③母子健康手帳（父母の氏名および出生予定日が記載されたページ）の写し
 - ④保育を必要とする事由の確認資料
 - ⑤該当者のみ必要となる資料
 - ⑥児童の健康状況調書・食物アレルギー食等調書（本申請時にご提出ください。）
- ※ 詳細は「保育所等利用のご案内」をご参照ください。

★申請の流れ



<申請にあたっての注意事項>	
1	出生前の予約申請は仮の受付となります。予約申請を行った方は、4月からの利用の可否にかかわらず、令和7年3月14日までに保育入園課で正式に申請を行っていただきます。期日までに手続きが行われない場合、仮で受付けた申請は取り消されます。
2	令和7年5月以降の利用を希望する場合は、出生後に申し込みをしてください。未出生児の予約申請は受付できません。
3	希望できる施設は、生後57日からの保育を行っている保育所等に限りです。以外の施設を希望された場合、4月利用調整の対象外となります。
4	公立保育園では、生後6か月未満の児童は認定された保育必要量にかかわらず、児童の負担を考慮して、お預かり時間を相談させていただく場合があります。 私立保育園など他の施設でも、お預かり時間について相談させていただく場合があります。
5	通知に記載する児童の氏名の確認のため、市が住民票の確認をいたします。
<次の内容に該当する場合は、内定が取り消されます>	
6	出生日が令和7年2月4日以降となった場合。 ※令和7年4月1日時点で生後57日目に満たないため。
7	令和7年3月14日までに、保育入園課で正式な申請手続きが行われない場合。
8	令和7年3月中に内定した保育所等で説明会（個別面談）を受けられない場合。
9	児童の健康状況を確認した結果、集団保育を行うにあたり支援が必要となる可能性があり、体験保育が必要と判断された場合や、専門的な療育の必要性があると判断された場合。
10	就労中の保護者について、産休・育児休業（休暇）前に勤務していた事業所に、令和7年5月15日までに同条件での復職（休業（休暇）期間は令和7年5月14日まで）ができない場合や、休業（休暇）前に勤務していた事業所以外での勤務をする場合。
11	令和7年5月15日までの復職をせずに、申請児童の育児休業（休暇）を取得する場合。 ※きょうだい同時申請の場合は、上の児童の内定も取り消しとなります。 ※保育所等の利用開始後に、令和7年5月15日以降の育児休業（休暇）の取得が確認された場合は、その時点で退所となります。

以上の確認事項について同意します。

年 月 日

保護者氏名

<p style="text-align: center;">【市記入欄】</p> <p>不足書類・その他特記事項</p>	
--	--

受付日：令和 年 月 日

受付者：

コピー：□